

工事名:小中学校空調施設整備工事その1、小中学校空調施設整備工事その2 共通

特 記 仕 様 書 (空調施設整備)

土木及び建築工事等共通仕様書に対する特記及び追加仕様事項は、下記のとおりとする。

項 目	特 記 事 項
1 使用資材について	<p>1 本工事に必要な資材の使用については、県内産資材又は県内取扱業者からの購入した資材の使用を優先にするものとするが、特に市内産資材及び市内取扱業者からの購入した資材の使用に極力努めること。</p> <p>(1) 市内産の資材がある場合は、市内産の資材を最優先するものとする。</p> <p>(2) 県内産の資材がある場合は、県内産の資材を優先するものとする。</p> <p>(3) 県内産の資材がなく、やむを得ず県外産の資材を使用する場合には、県内業者の取扱う資材を優先するものとする。</p> <p>2 資材を購入しようとするときは、あらかじめ購入先の名称、所在地及び資材名等を記載した主要資材購入先一覧届出書を、監督員を通じ発注者に提出すること。</p> <p>3 県外産資材を県外業者から購入して使用する場合には、資材毎に県内産資材又は県内取扱業者から購入した資材を使用しない理由を記した別途理由書を前記の届出書に添付すること。</p>
2 下請業者の選定について	<p>1 本工事の施工において、工事の一部を下請負に付する場合、下請負の相手方は原則市内業者を選定すること。</p> <p>2 下請負に付そうとする場合には、あらかじめ下請負人選定一覧届出書を、監督員を通じ発注者に提出すること。</p> <p>3 市外業者を下請負の相手方として選定する場合には、下請負人毎に市内業者を選定しない理由書を別途理由書を前記の届出書に添付すること。</p>

一覧届出書の様式は、市契約監理室のHP「様式集:建設工事」の項を参照のこと。